

## 生駒市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)の規定に基づくマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定等の実施に関して、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令(平成13年政令第238号)及び省令において使用する用語の例による。

### (事前確認)

第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定を申請しようとする管理組合の管理者等は、あらかじめ法第5条の4各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合することについて公益財団法人マンション管理センター(以下「センター」という。)の確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

### (認定申請)

第4条 前条の規定による確認を受けた管理組合の管理者等は、認定申請書(省令別記様式第1号)の正本及び副本各1通に、同令第1条の2第1項に規定する書類及び事前確認適合証を添えて、市長に提出しなければならない。

### (認定)

第5条 市長は、管理計画の認定の申請があった場合において、その内容及び添付書類に不備がなく、かつ、認定基準に適合すると認めるときは、管理計画を認定するものとする。

2 前項の認定を行うときは、認定通知書(省令別記様式第1号の2)により管理組合の管理者等に通知するものとする。

### (認定の更新)

第6条 認定を受けた管理組合の管理者等(以下「認定管理者等」という。)は、法第5条の6第1項の規定による認定の更新に係る申請をしようとするときは、認定更新申請書(省令別記様式第1号の3)の正本及び副本各1通に、同令第1条の2第1項に規定する書類を添えて、申請するものとする。

2 第3条から前条第1項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 前2項の規定により認定を更新するときは、認定更新通知書(省令別記様式第1号の4)により認定管理者等に通知するものとする。

### (軽微な変更)

第7条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、法第5条の4の認定を受けた管理計画(以下「認定管理計画」という。)に係る軽微な変更届(様式第1号)の正本及び副本各1通に、同令第1条の2第1項に規定する書類のうち変更に係るものを添えて届け出なければならない。

(認定を受けた管理計画の変更の申請)

第8条 認定管理者等は、法第5条の4の認定を受けた管理計画の変更(前条に規定する軽微な変更を除く。)を申請しようとするときは、変更認定申請書(省令別記様式第1号の5)の正本及び副本各1通にそれぞれ省令第1条の2第1項各号に掲げる添付書類のうち、変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

2 第5条第1項の規定は、前項の変更について準用する。

3 前2項の規定により認定を受けた管理計画の変更を認定するときは、変更認定通知書(省令別記様式第1号の6)により認定管理者等に通知するものとする。

(認定しない旨の通知)

第9条 市長は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請に係る管理計画が認定基準に適合しないときは、マンション管理計画を認定しない旨の通知書(様式第2号)により認定管理者等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 管理計画の認定、認定の更新又は認定を受けた管理計画の変更の申請をした管理組合の管理者等は、その申請に係る認定を受ける前に申請を取下げようとするときは、取下げ書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法第5条の8の規定による管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求めるときは、管理状況報告依頼書(様式第4号)により認定管理者等に通知するものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告するとき、管理状況報告書(様式第5号)により報告するものとする。

(改善命令)

第12条 市長は、法第5条の9の規定により改善命令をするときは、改善処置命令書(様式第6号)により認定管理者等に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた認定管理者等は、同項の改善処置命令に基づき報告するとき、改善報告書(様式第7号)により報告するものとする。

(管理の取りやめ)

第13条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめるときは、取やめ申出書(様式第8号)に認定時に交付された認定通知書又は認定の更新時に交付された認定更新通知書のうち、通知日が申出をする日に最も近いものを添えて市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第14条 市長は、法第5条の10第1項の規定により管理計画の認定を取り消したときは、認定取消通知(様式第9号)により当該認定管理者等であった者に通知するものとする。

(認定管理計画の公表)

第15条 市長は、認定を申請しようとする管理組合の管理者等が認定を受けた際の公表に同意

したときは、センターと連携してその認定管理計画に係るマンションの名称、マンションの所在地、本市が付与する認定コード等を公表することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本制度の事務取扱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。